

水道法施行規則の一部改正に伴う令和8年度春日部市水質検査計画の変更について

改正の根拠と趣旨

水道法施行規則の一部を改正する省令（令和8年環境省令第7号）が公布され、所用箇所について令和8年4月1日より改正される旨の施行通知が3月27日付でありました。

これに伴い、本市の『令和8年度水質検査計画』を下表新旧対照表のとおり変更し、適正な水質管理を継続実施していくものです。

変更の主な内容

独自に行う水質検査における水質管理目標設定項目（農薬）の農薬リストの内、一部の目標値を変更する。

適用日

令和8年4月1日から適用する。

令和8年度 春日部市水道事業水質管理計画の一部変更 新旧対照表

変更後（新）				変更前			
10 頁 図表 9 独自に行う水質検査（3） 水質管理目標設定項目（農薬）				10 頁 図表 9 独自に行う水質検査（3） 水質管理目標設定項目（農薬）			
No.	項目	用途	目標値 (mg/L)	No.	項目	用途	目標値 (mg/L)
1	1,3-ジクロロベンゼン (D-D)	殺虫剤	<u>0.06</u>	1	1,3-ジクロロベンゼン (D-D)	殺虫剤	<u>0.05</u>
3~115	(略)	(略)	(略)	3~115	(略)	(略)	(略)